

平成20年度第3回
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会

- 1 日時 平成21年2月19日(木)午後2時から
- 2 場所 いさご会館第6・7会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員(敬称略)
飯田和子、岩本孝子、菅井茂勝、佐土原聡、瀧田浩、寺尾巖、原敞、藤井修二、藤吉秀昭、柳下正治
 - (2) 事務局
牧地球環境推進室長、三木環境調整課長、高松地球環境推進室主幹
柴田環境影響評価室主幹、萩原緑政企画担当主幹、横田廃棄物政策担当主幹 ほか
- 4 傍聴者 6名
- 5 議事
 - 前回の議論の確認等
 - 1 地球温暖化対策と、条例・行政計画
 - 2 事業者活動に関する地球温暖化対策について
議題
 - 1 温室効果ガス等の数値目標の設定について
 - 2 推進組織について
 - 3 開発行為・建築行為における地球温暖化対策
 - 4 市による地球温暖化対策について
 - その他
- 6 配布資料
 - 資料1 地球温暖化対策と、条例・行政計画
 - 資料2 川崎市における地球温暖化対策検討スケジュールイメージ等
 - 資料3 事業者活動に関する地球温暖化対策について
 - 資料4 国・自治体における計画書・報告書について
 - 資料5 温室効果ガス等の数値目標の設定について
 - 資料6 推進組織について
 - 資料7 開発行為、建築行為における地球温暖化対策
 - 資料8 開発行為における地球温暖化対策比較表
 - 資料9 市による地球温暖化対策について
 - 参考1 平成20年度第2回川崎市環境審議会温暖化対策特別部会会議録(要旨)
 - 参考2 川崎市を中心とした地球温暖化対策の概況等(第2回環境審議会温暖化対策特別部会提示資料)
 - 参考3 事業者からの意見概要
 - 参考4 地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員に係る調査結果
 - 参考5 「かわさき地球温暖化対策推進協議会あり方」報告書
 - 参考6 柏市地球温暖化対策条例に基づく配慮計画書
 - 参考7 川崎市環境影響評価に関する条例における準備書の記載等
 - 参考8 再生可能エネルギー導入検討の義務付けに関連する制度の主な事例
 - 参考9 グリーン電力証書の普及の取組状況

開会

事務局 （審議会の成立）

事務局 （地球環境推進室長あいさつ、委員紹介）

事務局 （配布資料の確認等）

部会長 それでは、議題に沿いまして、はじめは、前回の議事の確認等ということで進めていきたいと思っております。

では、資料1について事務局説明をお願いします。

事務局 資料1に基づき説明

部会長 具体的な取組まで記載されていますが、あくまでイメージですので、誤解をされ、議論の制約と捉えてしまうことのないようにお願いします。大事なものは、条例と行政計画との基本的な関係を理解いただくことです。

次に、資料2について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2に基づき説明

部会長 この間、瀧田委員から本特別部会の調査審議の進め方について問題提起があり、それを踏まえた内容となっています。

資料2の一番下のメンバーを見ていただきたいのですが、市民代表と記載されている方がいますが、これは、例えば菅井委員には商工会議所という立場、瀧田委員には温暖化対策会議運営委員会の委員長としての立場で出席いただいているわけです。つまり、それぞれの意見を集約していただくということで出席いただいているので、企業の意見が反映されないということ、必ずしもそうではないと思っております。

瀧田委員いかがですか。

瀧田委員 今、説明があったように、事務局として、いろいろな機会を捉えて、事業者の意見を聞くという努力をしてくださるということなので、私は、委員の皆さんがよろしければ、これ以上強くは申し上げないつもりであります。

ただ、条例の実効性を上げる上から、大量に排出している事業者の協力というのは不可欠ですので、事務局でヒアリング等のご努力をお願いしたいと思います。

また、参考3で示されている事業所の意見は、切実な要望や真摯な意見ですので、ぜひこれらを十分検討していただければと思っております。

部会長 ほかにいかがですか。

菅井委員 私としては、商工会議所の議員として発言させていただいているつもりでございますし、審議されている話については、商工会議所全体とまでいきませんが、関連する企業の皆さんとは意見交換しながらやっておりますので、我々事業者側の意見は、すべてとはいきませが、部分的には踏まえております。

部会長 寺尾委員、いかがですか。

寺尾委員 私は、排出量の多い事業者も含めた事業者部会の部会長として出席しております。この部会で事業者全部の意見を聞くのは不可能でございますので、代表者が来て調査審議しているわけですので、情報を密に流し、鋭意努力をするという形になると思っております。

部会長 岩本委員、飯田委員のほうから、お気づきの点があればお願いします。

岩本委員 私は、かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会ソーラーチームから、この川崎市新エネルギー推進協議会に委員として参加していることから、今回、この特別部会の委員に就任しております。

私個人としても、この部会での議論を新エネルギー推進協議会に持ち帰ることが

必要だと思えますし、可能な限り、その他、自分の関係する団体の皆さんにも聞いていきたいと思いました。

部会長 飯田さん、いかがですか。

飯田（和）委員 事業者の方に協力していただいて、対策を進めることが重要だと思います。事業活動というのがある意味では厳しい時期に来ておりますけれども、市によるヒアリングでの意見などについて、この部会も真摯に受けとめ、ご協力をお願いしていくことが重要だと思いますので、事務局から提案のありました方向でよいと思います。

部会長 地球温暖化対策を推進していく上で、たしかに排出量が多い事業者の協力は必要ですが、こうした対策は国でも実施しているわけで、自治体が対応すべきは国では対策を講じていない、地域でなければできないところであり、そこでの協力が重要だと思います。このため、排出量の多いところに聞くという考え方は正しいのかちょっと疑問でした。

そうすると、情報を公開しながら、パブリックコメント、タウンミーティング、協議会など、いろいろな場を通じて、さまざまな意見が把握できるような仕組みをつくるのが大切だという気がいたしました。

このため、この部会の場で、何人かの代表に話をしてもらうことはせず、それぞれの立場で様々な意見が反映できるようにしていただければと思います。

それでは、資料3、資料4について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に3、資料4に基づき説明

部会長 この制度の必要性や、事業者単位とするか、事業所単位とするかという対象について、いかがでしょうか。

菅井委員 私ども、大規模な事業者は、国内なら国内全体での生産について、効率化や省エネ化をめざして、計画をつくっておりまして、必要に応じて、効率を上げるために、工場の集約化を進めているわけです。こうした国内全体の計画については、省エネ法の考え方に沿って詳細な資料を提出しているわけで、事業者側としては、それで十分だというふうに思うわけです。

部会長 全国規模の事業者は除くということでしょうか。そうすると大規模な事業者を除外して、国が対応していない川崎市域で事業展開する事業者だけを対象とするということになりますが。

菅井委員 目的は、エネルギーの有効活用を図り、温室効果ガスを削減するというところにありますよね。事業者からすれば、全体の指揮命令に基づいて、全体最適を目指しながら、より効率的な生産活動を行う、それが結果として温室効果ガスの削減にもつながるわけです。この点では、川崎だけを切り出すのではなく、事業者としての取組について、国と同じようなデータを川崎市や神奈川県に報告するのは構わないと思います。

瀧田委員 以前の議論で、国の制度を活用して、事業者の負担とならないようにしてほしいということがありました。ですから、国への提出資料を川崎市が把握できていないのであれば、それを事業者から市へ出していただく。あわせて、事業者の製品や技術を通じた市域外での温室効果ガス削減の取組を評価するCO₂削減川崎モデルを検討されているわけですから、こうした川崎市の独自の項目も把握できるような形とすれば、1つの特徴が出てくると思っています。

副部会長 私は市民部会の代表ですので、国と大企業の本社レベルで議論して、そこで物事を決めていくだけでなく、やはり地域で生活している人たちと意見交換しなが

ら、考えていくのが非常に大事だと思います。

特に、川崎は、日本でも有数の産業都市ですから、率先して議論し、地域で協力しながら削減に取り組んでいるということが、川崎の事業者の方にも非常に応援になると思います。ですから、事業所の方たちと地域の人たちがこの問題について議論するという視点を入れて、川崎らしい評価の仕方をやっていくのも1つの考え方だと私は思います。

飯田（和）委員 私も副部会長の意見に賛成です。阿部市長も最近の施政方針で、市民の安定的な暮らしを支える中心的な役割を担うのは地方自治体であるということを強調していらして、やはり地方自治体がここで計画をつくり、条例をつくっていくということの意味から言うと地域での対策が大変重要になってきます。この点からも、ぜひ地域の事業活動に係るデータがわかるような仕組みをつくってほしいと思います。

また、駅やコンビニエンスストアなど、見えるところでもっと削減できるというのが普通の市民の感覚ですから、そういうところも含めていく必要もありますけれども、ぜひ川崎という地域でモデルをつくっていくところに事業者の方にも協力いただければと思います。

あわせて、顕彰制度だとか、先駆的な取組を評価するものを川崎でつくっていくことが必要だと思います。

部会長 私も若干意見を言わせていただきますと、資料にある制度の必要性についてですが、1番目と2番目は違いがわかりにくいのですが、1番目はいいところを積極的に引き出す、2番目は情報的手法で取組を促すということでしょうか。3番目がよくわからないのですが、説明していただけますか。

事務局 3番目につきましては、本日、環境審議会から、川崎市長に窒素酸化物の対策について答申が出されましたが、こうした公害対策の取組がCO₂削減にも寄与していることから、相乗効果が発揮できるということでございます。

部会長 温暖化対策というと、管理の側面ばかりが強調されがちですが、例えば、未利用エネルギーがある場合に、地域全体の取組として、その有効利用を考えていくことも考えられます。その立案のためには、地域の環境管理主体である市が、基礎資料としてエネルギー利用状況や、地域の温室効果ガスの排出状況を把握することが必要という意味が、3番目にはふくまれているのではないのでしょうか。

事務局 3番目につきましては2つの含意があると思います。1つは、いま説明させていただいたように、公害対策の分野で取組との相乗効果でございまして、もう1つは、今部会長からあったような地域での施策形成に役立てるため基礎的情報の収集を行うというものでございます。これは、条例制定の目的の一番底流にあるもので、逆に明記していないというのがあると思います。

部会長 それを明確に強調していただく必要があると思います。

佐土原委員 部会長から指摘のあったとおりで、国として重要なのはトータルで管理することですから、空間的な情報はそれほど重要ではないですが、地域で取り組みを展開していくには、逆にこうした空間的な位置を持った情報が重要となります。

こうした情報が公開されると、国とは非常に違った、地域からの取り組みにつながります。私も、地域に根ざして、具体的な取組につなげる情報が公開されることの意味は非常に大きいと思います。

部会長 ほかにいかがですか。

寺尾委員 たしかに、京浜臨海部は、エネルギーのかたまりみたいで、排出されているエ

エネルギー量も、全く違う量だろうというふうに考えられますので、やはり地域的に落としていただく、そういうやり方は必要だと思います。

一方、麻生区など、北部については、交通量の問題などはあるかもしれませんが、臨海部とは状況が異なると思います。

瀧田委員 地域で把握するという点におきましては、私ども、リエゾンセンターでは、企業間連携による排熱の有効利用を検討しているところでして、その代表例が東京電力等による「川崎スチームネット株」の設立でありまして、川崎火力発電所から出る蒸気が周辺10社に供給されることになっております。これは本当に川崎らしいモデルではないかと思っております。

部会長 条例化する場合に、地域で把握するということの必要性をきちんと説明できるようにしておくことが絶対条件だと思います。

この次に出てくるのが、県条例や国の制度との関係でして、対象とする事業者などの調整も必要だと思います。県では、事業者単位と聞いていますが、いかがでしょうか。

佐土原委員 県では事業者単位で把握するとのことでしたが、各施設からの排出量などを含めての把握がなされるのでしょうか、それともトータル量だけでしょうか。もし後者だとすると、国で把握するのと変わりませんので、空間的に各施設からの量が把握されるような形でないと思います。この点を確認させてください。

事務局 現在、議会に提案されている県条例案につきましては、ご指摘の点については明確となっております。

川崎市内につきましては、原油換算1,500kl以上の事業者は把握しておりませんが、事業所単位を対象とした場合には産業と業務系を含めて140件程度となります。また、事業者単位ということで、県条例との関係を考えて場合、県域では、当然ながら川崎を含めて原油換算で1,500kl以上が対象ということになりますので、川崎市域のみよりも対象となる事業者の範囲が広くなると考えております。例えば、川崎市域で500klの事業者であっても、県内他市町村に1,000kl以上使用していれば、対象となるわけです。

また、事業所単位とした場合でも、川崎市では大規模な工場・事業場が多く、捕捉率は高いのですが、内容的に県条例との乖離が出てくることから調整が必要になってまいります。このため、メリット、デメリットを勘案しながら、川崎市域としての対応を議論していただきたいと考えております。

部会長 一点確認したいのですが、神奈川県条例で対象となる事業者は、川崎市分もすべて含まれてしまうわけで、この部分の対応はどうなるのですか。

事務局 川崎市条例が県条例と同等以上と認められ、適用除外となれば、その部分は川崎市が対応することになるわけですが、この神奈川県条例と川崎市条例の関係については、県と調整を進めているところでございまして、そのすりあわせが必要と考えております。

部会長 いずれにせよ、調整を行って県条例との重複は避けるようにしてください。

また、捕捉率の話がありましたが、3業種で大部分を占めてしまう川崎市の産業構造からの帰結であって、そこを強調するのは避けたほうがいいと思います。

飯田(和)委員 東京都では、大規模な事業所と当該事業所を除いた事業者という別々の制度としていますが、そういうことは川崎では考えられるのでしょうか。

事務局 東京都の場合には、原油換算で1,500キロリットル以上の燃料を使用する工場・

事業場には総量規制がかかっていますので、こうした事業所と、それ以外の事業者という二本立てになっております。

こうした対応は、省エネ法に基づく国の対応とも異なりますし、神奈川県も省エネ法と同様の対象を考えているようでございますので、わかりにくい制度になってしまうのかと思っております。

部会長 事業所では対象となるが、事業者では対象とならないということはありませんよね。この点では、事業者を単位としたとしても、情報として事業所単位の内訳がわかるようにしておかないと意味がないと思います。

最終的に、この制度の目的が明確になれば、対象とは絞られてくると思います。目的として、捕捉率の向上をいうのか、様々な法律の対象となっている大規模事業者に主眼を置くのか、地域の管理者として情報収集に主眼を置くのか、この点によって変わってくると思います。藤井委員いかがですか。

藤井委員 私も地域性を踏まえた応用可能なデータを集めていく必要があると思います。

国全体では原油換算で1,500kl以上の燃料を使用する事業所とともに、事業者単位も手続きを課すとか、神奈川県ですと1,500キロリットルの事業者になっているという話ですが、本当に細かくデータが必要だとすると、あるレベルを決めた何キロリットル以上の事業者に対して事業所ごとのデータを出しなさいという形にすることが重要だと思います。

だから、川崎市域内で事業者としてのエネルギー使用量が一定以上のものに対して、事業者のデータとあわせて、事業所ごとの詳細を提出させれば、地域性もわかるし、重点的に対応すべき部分も分かってくると思います。

部会長 佐土原委員のご意見、また、いま藤井委員にまとめていただいた内容などを踏まえると、事業者としてとらえることとあわせて、地域社会との関係が分かるように事業所単位の情報が分かるようにするということだと思います。

当然ながら、神奈川県条例との切り分けについては調整していただきたいと思えます。

議題1 温室効果ガス等の数値目標の設定について

部会長 資料5について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5に基づき説明

部会長 ただいまの説明についていかがですか。

副部会長 私の意見は、必ずしも条例で削減目標の数値そのものを盛り込まなければいけないというのではなくて、数値を全く切り離してしまって、計画の中だけで議論するのではなくて、自治体全体の意思として決定され、非常に重みがある条例に関連して議論する必要があるというものです。地球温暖化の問題については、公害と違って、みんなが加害者であり、被害者であるわけですから、みんなが納得しないと、対策の実効性が高まらないと思います。そういった意味で、議会というのは市民の代表者が集って議論している場ですから、そういったところで大事なことについて大いに議論し、決定いただきたいと思えます。

ただ、事務局から説明のあったように、条例の中で数値そのものを決めるというのは非常に難しいと思いますが、少なくとも議会の中で確認をして、納得することが最低必要かと思えます。

それから、北九州市では部門ごとの目標設定を行っており、川崎の場合も北九州市と同様に産業部門のウエートが非常に高いわけですが、実は、家庭部門や業務部

門も重要であり、その役割を明確にする意味では、部門ごとの目標設定があればいいと思います。

また、目標設定だけでなく、その達成状況を確認する手続きも条例に規定すべきです。

目標は重みがあるものですから、目標値そのものでなくとも、当該目標値を計画に定めるといった規定を条例で表現できればと思います。

瀧田委員 私は、事務局の説明にあった方向性でよいと思っております。まず、中長期目標につきましても、国自身がまだ揺れ動いているわけですし、それを一自治体でどうこうするというのは非常に難しいと思います。さらにそれを条例の中に載せても、川崎市で担保するのは難しいと思います。そういう意味では、次の計画をつくる段階で十分議論して、皆さんが意見を言って、その中で合意していけば、別に議会の議決ではなくて、川崎市の行政が勝手に決めたということにはならないと、私は理解しております。

部会長 目標に関していかがですか。

飯田（和）委員 私は瀧田さんのご意見に賛成で、削減目標の数値を議会で議決して変更していくのは非常に難しいと考えております。

ただ、条例に規定されると思われる計画の策定に関して、国の動向などを踏まえつつも、数値目標設定について一定の縛りというか、担保するというか、こうした規定を位置づけられないかと考えております。

この点で、事務局はどう考えているかお聞きしたいと思います。

事務局 事務局としては審議会の答申を踏まえることとなりますので、現段階では申し上げにくいのですが、条文そのものではなく、考え方としての目標の必要性などとともに、副部会長が指摘しておられた達成状況のチェック体制を含めた進行管理など、具体的な削減目標に対する考え方や姿勢を条例で規定すると考えております。

藤吉委員 瀧田委員と同意見ですが、削減目標を設定していくには、各分野にどのような対策が想定されるか、そのシナリオを検討する必要があります。

第1回の温暖化対策特別部会で説明を受けた排出実態を見ますと、産業部門からかなり出ていますし、それは景気変動の影響をかなり受ける感じがします。この部分が大きいので、他部門での着実な削減努力が見えなくなってしまうから、総量で設定すると同時に、部門別の目標をサブ指標として設定する考え方があっていいと思います。

柳下部会長 削減目標の数値のみを切り分けるから議論しにくいのでしょうか。京都府や京都市の条例でも計画策定義務を条例で規定しており、その上に立って、具体的に計画に定めるべき目標値を規定しています。

ここで問題になるのが、計画策定については法律に規定されており、それを再度条例で規定する必要があるか、それは重複ではないかということです。ただ、法律では2008年から2012年に6%を削減する京都議定書の目標達成というのが目的となっていますから、自治体の条例では国の法律の枠組みではおさまらない長期的な視点から規定し、独自性をアピールするということはあるかと思います。

次に、具体的な削減目標については、計画に委ねるという考え方もありますし、京都府や京都市のように議会の議決を経て条例で規定するという方法もありえます。

ここで、京都府や京都市、千代田区の産業構造をみると、エネルギー多消費型の産業の立地といった、景気変動で左右される要素は少ないのですが、川崎の産業構

造の場合には、景気変動等の大きな影響を直接受けて、地域社会での削減努力が見えなくなってしまうわけで、特段の地域努力をしなくとも削減してしまう可能性すらあります。このような川崎市で、条例において目標まで規定しますと、経済状況の変動等の大きな影響を受けるたびに、再度、条例改正を行う必要があるという点で非常にフットワークの悪い制度システムになってしまいます。

条例で計画策定について規定するか、法律で規定されているから不要ではないかという点については広く議論する必要があると思いますが、条例で具体的な削減目標を規定することについては、メリット、デメリットを考慮すると、必要ではないという気がしております。

ただ、副部会長が指摘されたように、計画策定に当たっては目標が必須となるわけですから、そのときには、市だけの独断で設定するのではなく、市民参加を得てきちんと議論し、全てのセクターが納得し、責任を持てるようなパートナーシップ型で進めることが必要だと思えます。

岩本委員 2004年3月に川崎市地球温暖化対策地域推進計画を改訂したときに、まず、私たち、川崎市民がその数値目標を知り、理解して、それを周知してくように努力しました。具体的な削減目標の議論は、そこから始まると思っていますので、計画策定に当たっては、様々な方たちと一緒に議論を積み重ねながら数値目標を設定していく必要があると思っています。

部会長 資料2に戻りますが、5月、6月、7月、9月と温暖化対策部会を開催し、で計画改定の審議を行い、答申を行った上で、計画案について、説明会、パブリックコメント等の手続きが行われていくわけです。

今の岩本委員の御指摘は、この条例の議論の次に計画の改訂が控えており、その時には、一部の審議会委員と市だけでなく、市民がわかるような形でやるべきということだと思えます。

結論としては、計画に具体的な削減目標を定めていくが、その前提として、市民の理解を得るということだと思えます。

議題2 推進組織について

部会長 次に、資料6、参考4について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料6、参考4について説明

副部会長 参考4では、かわさき地球温暖化対策推進協議会協議会については、来年度をもって発展的に解消されるということで提案させていただいておりますが、この場で3点ほどお話しさせていただきます。

1点目は、協議会の一番の特徴と成果は、市民、事業者、学校、行政、それぞれ4つの部会のパートナーシップの発揮ということにありますことから、今後も4者の理解が得られ、協働が継続されるような組織整備を行っていただきたいということです。

2点目は、活動実績のある市民を中心に組織されている実践活動グループの活動を広げていく場として、今お話のありました温暖化防止活動センターの設置が非常に重要になりますので、ぜひご検討していただきたいと思えます。

3点目は、現行の川崎市地球温暖化対策地域推進計画におきまして、協議会による計画の進行管理が位置づけられておりますが、あまり機能しませんでしたので、きちんとPDCAが実行されるような組織体制をとっていただくようお願いいたします。

以上の3点を特にお願いしたいと思います。

部会長 ほかにいかがですか。

岩本委員 私も、検討に加わった1人なのですが、副部会長の発言のように、現在の取組をさらに進めていくためにも、条例に規定し、川崎全体で進めていくようにしてほしいと思います。

部会長 法律で、センターの設置や協議会の設置は規定されていますが、条例で再度規定する意味は、他自治体の条例で支援すると規定されているように、ヒト、カネ、モノなどの支援が大きいのと思います。特に、地方財政が厳しいといわれている中で、条例で安定的な活動が行われるように支援すると規定し、その役割を市が果たすという根拠規定になると思います。こうした市の役割を規定するのでなければ、条例で規定する積極的な意味は見出せず、法律に根拠を求めることで済むわけです。

岩本委員 例えば、昨年8月に市民共同発電所が完成したのは、川崎市の新エネルギービジョンという行政計画に位置づけがあったことが大きいと考えております。

今の議論は、行政計画でなく、議会の議決を経た条例に位置づけを持つということですから、その意味は大きいと思いますし、支援については、お金以外にも、様々な形があると思いますので、その根拠として条例で規定していただきたいと思います。

部会長 ほかの方で、ご意見、いかがですか。

菅井委員 条例で支援を規定するということは、つまり、川崎市民がそれを支援する義務があるということになるのですかね。

部会長 川崎市民がですか。規定の内容によりますが、京都府と和歌山県の条例では、主語は「県は」と書いてありますので、自治体にのみ支援の義務があるということになると思います。

あわせていえば、2つの条例では、「支援しなければならない」ではなく、「支援に努める」と規定しているから、若干弱めていると思います。

菅井委員 努力義務でも、根拠規定になるのであれば、活動を進めやすいし、盛り上がるだろうという気はいたします。

部会長 この支援するという条例の規定は、この間、市民の皆さんが積み上げてきた検討を踏まえたものであり、当事者の方々の意欲を支えていくという意味でも必要かと思えます。

1点だけ指摘させていただきますと、センターについては市が指定するということが法律上明確ですが、地域協議会は法律では自由に設置できる規定となっており、先ほどの説明にあったように、CCかわさきを市域で唯一の地域協議会にしようということは矛盾を生じる可能性があります。

実際、いくつかの地域協議会がある地域もありますし、この点を条例でどう扱うか、差別化するのかという点について、事務局はどう考えていますか。

事務局 そこが一番難しいと考えております。

御指摘のとおり、地域協議会につきましては、環境省への届出は必須ではなく、市域でいくつでもできるわけです。市としては、特定の協議会を支援する場合には、認定なのか、指定なのか分かりませんが、当該支援の前提となる行為を条例に規定することで、差別化する位置づけが明確になる側面もあると思っています。

一方、センターというものが、温暖化対策に係る中間支援組織として機能するというのでいいますと、地域にたくさん地域協議会ができ、市全体として地球温暖化対策を盛り上げたほうがいいという意見もあると思っています。

また、地域協議会については、環境省の補助金の中で、その設置が前提となるものもあり、設置数が増える可能性はありますので、こうした点も含めて慎重に検討してまいりたいと思っております。

部会長 法律等の規定、そして今回検討している条例の規定を踏まえれば、一つの地域協議会だけを支援するのは難しいかもしれません。審議会で詳細まで詰められませんが、事務局として課題は認識していただきたいと思えます。

また、大筋としては原案の形で進めてください。

議題3 開発行為・建築行為における地球温暖化対策

部会長 資料7、8について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料7、資料8に基づき説明

部会長 今の話は、既存の他条例に規定のある部分についてはそちらに委ねるといことだと思えますが、いかがですか。

飯田(和)委員 私は麻生区自然エネルギー活用促進事業実行委員会にも所属しております。

最近、麻生区古沢に新百合ヶ丘総合病院が建設されることになり、現在、環境影響評価の手続きが行われているところで、縦覧されていた準備書に、その実行委員会として話し合い、ただし、個人個人が削減される緑を補完する意味で、太陽光発電施設の導入を検討してほしいという意見書を提出しました。

樹林地はCO₂を吸収しているわけですから、開発によって失われる分について、自然エネルギーを導入したり、省エネに努めてもらったりする根拠を、現在検討している条例に盛り込めないかと考えております。開発行為のうち、特に、一定規模以上の樹林地の喪失を伴う、新規開発について、こうした根拠があればと思えます。

環境影響評価制度で十分ではないかという話がありましたが、それでは十分でない部分もあり、この機会に具体的な内容を規定していただければと思えました。

部会長 今のご指摘は、新たな手続きを温暖化対策条例で規定すべきという意見なのか、それとも、環境影響評価制度の対象うんぬんは別として、開発事業を行う場合には一定の対策を行うという開発事業者への義務規定を置くということでしょうか。今のお話は後者であると理解しましたが。

飯田(和)委員 はい、その通りです。その前に確認したいのですが、神奈川県で、対象が1万平米以上の区域で、床面積合計が5000平米を超えると規定すると、川崎市域も該当するということですね。

部会長 あわせて、確認ですが、県の条例で環境影響評価制度の対象になったときに、今の川崎市の環境影響評価条例の対応はどうなりますか。

事務局 県の制度と市の制度の関係は、市条例の指定開発行為については、県条例は適用除外されています。ただ、市条例で規定していない、例えば飛行場などについては、県条例が適用されます。

部会長 今回の県の温暖化条例に基づく制度も一種のアセスメントですね。これに関しては、川崎市では温暖化単独の規定はないけれども、事実上、現在の川崎市の環境影響評価制度で該当し、適用除外になるということでしょうか。

事務局 川崎市の場合には、環境影響評価制度の対象が広いので、神奈川県温暖化対策条例に基づく温暖化部分だけのアセスメントについても適用除外となるかならないかについて協議を進めているところでございます。

県の温暖化条例で言いますと、市町村との条例の関係という規定がございますが、条例と同等以上の効果が期待できる場合に、知事が認めた場合には適用除外ということになっております。

この規定を踏まえ、川崎市の環境影響評価制度の対象が広範であり、その内容も充実していることから、適用除外について協議しているところです。

副部会長 川崎の場合は、人口増加が他自治体より温暖化の大きな要因となっているわけですので、開発の関係とあわせて、考えていく必要があります、現行の制度があるからいいというのではなくて、検討課題の一つにさせていただきたいと思っております。

佐土原委員 川崎の大きな特徴は、工場があって、かなりの未利用のエネルギーがあるということですから、東京都で導入しようとしている地域エネルギー有効利用計画書制度などを参考としながら、川崎の特徴である排熱の利用について条例に規定できないか検討をお願いしたいと思います。

部会長 時間ですので、この議論の続きについては、次回に引続きお願いしたいと思います。

ただ、県条例との関係について、事務局は検討課題としていますが、県条例が制定されようとしている中で、審議会の答申にそのような事項を盛り込むことはできませんし、きちんと整理してほしいと思っております。

事務局 重複の説明になる部分もありますが、県の環境影響評価制度には、温暖化対策に対する評価項目がなく、現行の県の環境影響評価条例を改正し、県条例の対象となる部分は、県の温暖化対策条例の当該規定の対象としないと聞いております。

この点では、川崎市の環境影響評価制度につきましては、温室効果ガスを評価項目として、また、エネルギー等を環境配慮項目として位置づけているところがございます、川崎市の環境影響評価制度の対象となる開発行為については適用除外をするという方向で県と調整しているところがございます。

部会長 できれば、今日皆様から出たことに対して明快に議論をまとめる必要があると思っておりますので、今日の議事録をもう1回よく見ていただいて、次回議論をさせていただきたいと思っております。

事務局 それでは、本日の第3回温暖化対策特別部会につきましては、これで終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。